

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年 11月 14日

横浜市契約事務受任者  
神奈川区長 日比野 政芳

1 契約の概要

三ツ沢せせらぎ緑道法面崩落に伴う応急復旧工事

2 履行（納品）場所

神奈川区三ツ沢東町8-13地先

3 契約日

令和5年6月8日

4 履行日又は履行期間

令和5年6月8日から令和5年10月31日まで

5 契約金額

¥61,578,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市神奈川区青木町7番地16

株式会社 三木組 代表取締役 三木 康郎

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年6月2日の大雨災により三ツ沢せせらぎ緑道の法面が崩落し、崩落土砂が道路内に流出しました。道路通行の確保と、更なる法面崩落による二次災害防止を要すると判断し、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

一般社団法人横浜建設業協会神奈川区会長との協議により、神奈川区内や当該現場状況を熟知し、安全性、及び早急な応急復旧工事が可能な技術力を有する株式会社三木組を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

横浜市神奈川区神奈川土木事務所